

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（380）」

2. 日時：平成28年7月4日 15時30分～17時35分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、大塚係員、郡安技術参与、糸賀原子力規制専門員、卜部原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部機器耐震技術グループマネージャー 他19名

電源開発株式会社：原子力土木室 土木耐震タスク 他1名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部副長 他2名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部原子力部 設計設備グループ 課長
他2名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム副課長
他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震） 他3名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<液状化について>

- 地盤安定性検討の経緯と本資料の位置づけを明記し説明すること。
- 今回の検討フローと記載内容を関連づけて説明すること。
- 道路橋示方書（V耐震設計編）・同解説に基づいて対象層を抽出するとしているが、対象深度20mの捉え方を明記し説明すること。
- 液状化試験結果が異なるA-1、A-2地点の洪積砂層I、IIの比較に際

- し、細粒分含有率に着目した理由を説明すること。
- 液状化試験結果への影響因子に基づく物性値等の整理の考え方を説明すること。
 - 液状化試験結果への影響因子について、建設時調査(凍結サンプリング)との物性比較に限定せず、より広範囲の調査地点における物性値の分布傾向等を幅広く整理した上で、各土層の液状化試験結果に代表性がある事を説明すること。
- <使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数について>
- 実機への適用において、実機ラックがスロッシングの影響を受けないとする理由を説明すること。
 - 燃料ラック頂部の最大加速度と減衰定数の関係(p22 図13)について、応答加速度の変化に伴う傾向が短辺方向と長辺方向で異なるメカニズムを説明すること。
 - 燃料ラック頂部の最大変位と減衰定数の関係(p23図14)の説明を詳細にすること。
 - 燃料装荷率と減衰定数の関係(図-別紙5-1)について、加速度による影響を説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における液状化影響の検討方針について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉地震による損傷の防止について(補足説明資料)